

宇部市立小中学校短期留学制度実施要項

(目的)

- 1 宇部市外の小中学校に通学する児童生徒が、保護者の一時的な宇部市への移住や滞在等に合わせて、宇部市立小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）に短期間就学できる仕組み（以下「短期留学」という。）を整えることで、多様な学びの機会を提供することを目的とする。

(受入学校)

- 2 受入学校は、北部地域の学校を中心とする全ての市立小中学校とする。

(短期留学期間)

- 3 短期留学の期間は、原則として、5月から翌年2月上旬までの間で、最短1か月とし、児童生徒の希望等をもとに、受入学校と協議して決定する。

(対象者)

- 4 短期留学ができる児童生徒は以下の要件をすべて満たす児童生徒とする。
 - (1) 宇部市外の小中学校に就学する児童生徒
 - (2) 宇部市内に居住地を確保することができ、その居住地から通学可能な児童生徒
 - (3) 保護者とともに生活できる児童生徒
 - (4) 他の児童生徒と協力して学校生活を送ることができる児童生徒

(申請)

- 5 短期留学を利用しようとする者は、「区域外就学承認申請書」を宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(承認)

- 6 教育委員会は、前項に基づき、区域外就学の申請があったときは、当該児童生徒（以下「申請児童生徒」という。）の通学の状況及び就学を希望する学校の学校運営、施設の状況等を総合的に判断し、特に支障がないと認められるときは、短期留学を承認するものとする。

(通知)

- 7 教育委員会は、前項に基づき、短期留学を承認したときは、受入学校の学校長及び申請児童生徒の保護者にその旨を通知するものとする。

(承認の取消し)

- 8 教育委員会は、申請の理由又は理由を証明する書類等に虚偽があった場合は、承認を取り消すことができる。

(その他)

- 9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年8月26日から施行する。